

厚生科学審議会疾病対策部会「第6回 指定難病検討委員会」 今夏に医療費助成を開始する第2次実施分の指定難病の検討を開始

2015/1/23

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）の医療費助成の対象となる指定難病について検討する厚生労働省の厚生科学審議会疾病対策部会・指定難病検討委員会（委員長：千葉勉・京都大学大学院医学研究科消化器内科学講座教授）は1月23日に会合を開き、今夏から医療費助成を開始する第2次実施分の指定難病に関する検討の進め方について議論を行った。



今年1月1日に施行された難病法により、昨年10月に第1次実施分として指定された110疾病に対して医療費の助成が行われている。今夏には第2次実施分として約200疾病を加え、合計約300疾病が指定難病となる予定。

第2次実施分についての初回会合となる今回は、今後のスケジュール確認に加え、第1次実施分の検討時に規定された指定難病の要件の追記案について審議した。

指定難病の要件は、①発病の機構が明らかでない、②治療方法が確立していない、③長期の療養を必要とする、④客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立している、⑤患者数が国内において一定人数以下——の5つ。

ただし、これらの要件の前提となる基本的な考え方として、「がん対策基本法」など難病法とは別に施策がある疾病（がん、精神疾患、アレルギー疾患など）は指定難病の対象外とされているが、追記案では、①症状や病態の一部に基づく施策が体系的に講じられていても、疾病単位での施策がない場合は個別に検討する、②併発する複数疾病の中のがんや精神疾患（精神症状、てんかん症状）が含まれていたとしても、併発する症状が要件を満たせば個別に検討する——などを提示し、全会一致で了承された。

なお、検討を始めるに当たり千葉委員長は、改正児童福祉法により難病法と同時に医療費助成が始まった小児慢性特定疾病についても触れ、「指定難病と小児慢性特定疾病に整合性を持たせる」とした。

第2次実施分の個別疾患ごとの検討については来月から開始。委員会として一定の整理を行い、パブリックコメントや関連学会の意見聴取を踏まえて5月に取りまとめを行い、疾病対策部会へ報告する。

また、医療費助成の対象患者の認定基準については、対象疾患の診断基準と重症度分類等も踏まえて設定する。さらに今後、指定難病や医療費助成の要件に関わる新たな事実が判明した際には、必要に応じて見直しを行う。